



# 鳥取県公報

平成17年 4月19日(火)  
第 7 6 7 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>告 示</b>	南部箕蚊屋広域連合規約の変更の届出 (319) (市町村振興課) ..... 1
	児童福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (320) (中部総合事務所福祉保健局) ..... 2
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (321) ( " ) ..... 2
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (322) ( " ) ..... 2
	土地改良区の役員の就退任 ( 3 件 ) (323 ~ 325) (中部総合事務所農林局) ..... 3
	応急入院指定病院の指定 (326) (障害福祉課) ..... 6
	児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (327) ( " ) ..... 6
	児童福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (328) ( " ) ..... 7
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (329) ( " ) ..... 7
	身体障害者福祉法による指定身体障害者更生施設等の指定 (330) ( " ) ..... 8
	身体障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (331) ( " ) ..... 8
	身体障害者福祉法による指定身体障害者更生施設等の指定の辞退 (332) ( " ) ..... 9
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (333) ( " ) .....10
	知的障害者福祉法による指定知的障害者更生施設等の指定 (334) ( " ) .....10
	知的障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (335) ( " ) .....11
	知的障害者福祉法による指定知的障害者更生施設等の指定の辞退 (336) ( " ) .....12
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (337) (東部福祉保健局) .....12
	結核予防法による医療機関の指定 (338) (鳥取保健所) .....12
	大規模小売店舗の新設の届出 ( 3 件 ) (339 ~ 341) (経済交流課) .....13
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (342) ( " ) .....17
	土地改良事業の同意 (343) (耕地課) .....18
	漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の 同意を求めるとの発起人の届出 (344) (水産課) .....19
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての 適否の決定 (345) ( " ) .....19
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (346) (治山砂防課) .....19
<b>選管告示</b>	選挙管理委員会の招集 (22) .....20

## 告 示

### 鳥取県告示第319号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第291条の 3 第 3 項の規定に基づき、南部箕蚊屋広域連合の規約の変更の

届出を平成17年4月7日受理したので、同条第5項の規定により告示する。

平成17年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県告示第320号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年4月19日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	変更年月日
有限会社さかのケアサービス	倉吉市八屋203 - 7	ケアセンターさくら	倉吉市八屋203 - 7	居宅介護	平成17年4月1日

#### 鳥取県告示第321号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年4月19日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	変更年月日
有限会社さかのケアサービス	倉吉市八屋203 - 7	ケアセンターさくら	倉吉市八屋203 - 7	居宅介護	平成17年4月1日

#### 鳥取県告示第322号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年4月19日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	変更年月日
有限会社さかのケアサービス	倉吉市八屋203 - 7	ケアセンターさくら	倉吉市八屋203 - 7	居宅介護	平成17年4月1日

**鳥取県告示第323号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年4月19日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

## 退任した役員の氏名及び住所

理事 山 本 正 雄 倉吉市大原625  
 " 牧 野 和 義 倉吉市大原597  
 " 山 根 長 治 倉吉市大原1104 - 1  
 " 山 脇 弘 倉吉市大原230 - 1  
 " 福 山 功 倉吉市大原198 - 2  
 " 牧 野 文 徳 倉吉市大原240  
 " 涌 嶋 勝 利 倉吉市栗尾231 - 1  
 " 高 木 清 高 倉吉市上余戸276  
 " 涌 嶋 清 正 倉吉市上余戸489 - 1  
 監事 山 口 利 彦 倉吉市大原191  
 " 門 脇 愛 恭 倉吉市上余戸462 - 1

平成17年3月31日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理事 山 本 正 雄 倉吉市大原625  
 " 牧 野 文 徳 倉吉市大原240  
 " 倉 繁 久 雄 倉吉市大原51 - 1  
 " 岩 本 収 二 倉吉市大原180  
 " 涌 嶋 勝 利 倉吉市栗尾231 - 1  
 " 小 椋 満 久 倉吉市大原232 - 2  
 " 高 木 清 高 倉吉市上余戸276  
 " 牧 野 和 義 倉吉市大原597  
 " 涌 嶋 清 正 倉吉市上余戸489 - 1  
 監事 山 口 利 彦 倉吉市大原191  
 " 門 脇 愛 恭 倉吉市上余戸462 - 1

平成17年4月1日就任 任期4年

## 鳥取県告示第324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年4月19日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事	西 村 勝 義	東伯郡北条町江北577
"	岡 野 員 行	東伯郡北条町江北1702
"	磯 江 晴 義	東伯郡北条町江北1985
"	前 田 英 正	東伯郡北条町国坂1488 - 1
"	前 田 利 忠	東伯郡北条町国坂216
"	近 藤 貞 裕	東伯郡北条町北尾443
"	前 田 弘 義	東伯郡北条町弓原294 - 5
"	山 田 則 吉	東伯郡北条町弓原616
"	西 野 鍛	東伯郡北条町下神86 - 1
"	濱 根 良太郎	東伯郡北条町松神897
"	田 熊 宗 政	東伯郡大栄町大字東園368 - 2
"	中 村 和 人	東伯郡大栄町大字西園1180
"	田 中 一 三	東伯郡大栄町大字西園1043
"	福 島 康 博	東伯郡大栄町大字由良宿1105
"	杉 川 範 慶	東伯郡大栄町大字由良宿1829
"	阪 本 博 文	東伯郡大栄町大字妻波1304
監 事	山 下 忠 晃	東伯郡北条町江北2557 - 2
"	松 本 雅 美	東伯郡北条町田井259
"	田 熊 広 史	東伯郡大栄町大字東園384

平成17年3月29日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事	西 村 勝 義	東伯郡北条町江北577
"	淀 瀬 裕 昭	東伯郡北条町江北1665 - 5
"	磯 江 晴 義	東伯郡北条町江北1985
"	前 田 英 正	東伯郡北条町国坂1488 - 1
"	椿 薫	東伯郡北条町国坂1649 - 4
"	久 長 忠	東伯郡北条町北尾136
"	岩 垣 幸 隆	東伯郡北条町弓原372
"	山 田 則 吉	東伯郡北条町弓原616
"	中 本 昌 隆	東伯郡北条町下神634
"	根 鈴 良 和	東伯郡北条町松神720
"	田 熊 宏 徳	東伯郡大栄町大字東園346
"	田 中 一 三	東伯郡大栄町大字西園1043
"	中 川 幸 信	東伯郡大栄町大字西園1103
"	福 島 康 博	東伯郡大栄町大字由良宿1105

” 石 村 敏 弘 東伯郡大栄町大字由良宿1828  
” 阪 本 博 文 東伯郡大栄町大字妻波1304  
監 事 山 下 忠 晃 東伯郡北条町江北2557 - 2  
” 山 田 義 弘 東伯郡北条町田井273  
” 田 熊 広 史 東伯郡大栄町大字東園384  
平成17年3月30日就任 任期4年

**鳥取県告示第325号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年4月19日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事 田 中 朝 久 東伯郡大栄町大字原1113  
” 河 野 俊 一 東伯郡大栄町大字穂波273  
” 谷 本 裕 東伯郡大栄町大字瀬戸462 - 1  
” 福 光 克 己 東伯郡大栄町大字島749  
” 福 光 永 義 東伯郡大栄町大字島866 - 2  
” 田 中 一 弘 東伯郡大栄町大字西穂波147  
” 田 中 建 二 東伯郡大栄町大字亀谷1101  
” 山 崎 信 昭 東伯郡大栄町大字亀谷366  
” 宮 川 孝 行 倉吉市津原408  
” 長 柄 収 倉吉市谷178 - 3  
” 平 久 稔 倉吉市鋤172  
” 石 川 昌 美 倉吉市尾原310 - 1  
” 松 井 進 倉吉市別所666 - 2  
” 石 田 繁 幸 倉吉市別所489 - 1  
” 名 和 猪佐雄 倉吉市穴沢65  
監 事 河 本 幹 東伯郡大栄町大字亀谷242  
” 宮 地 正 吾 東伯郡大栄町大字穂波262  
” 桑 本 利 雄 倉吉市鋤137

平成17年3月31日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事 田 中 朝 久 東伯郡大栄町大字原1113  
” 河 野 俊 一 東伯郡大栄町大字穂波273  
” 谷 本 裕 東伯郡大栄町大字瀬戸462 - 1  
” 福 光 克 己 東伯郡大栄町大字島749  
” 福 光 永 義 東伯郡大栄町大字島866 - 2  
” 田 中 一 弘 東伯郡大栄町大字西穂波147  
” 田 中 建 二 東伯郡大栄町大字亀谷1101  
” 山 崎 信 昭 東伯郡大栄町大字亀谷366

" 宮 川 孝 行 倉吉市津原408  
 " 長 柄 収 倉吉市谷178 - 3  
 " 田 中 喜 昭 倉吉市鋤147  
 " 石 川 昌 美 倉吉市尾原310 - 1  
 " 松 井 進 倉吉市別所666 - 2  
 " 伊 垢 離 和 弘 倉吉市別所496 - 1  
 " 名 和 猪 佐 雄 倉吉市穴沢65  
 監 事 河 本 幹 東伯郡大栄町大字亀谷242  
 " 宮 地 正 吾 東伯郡大栄町大字穂波262  
 " 美 田 克 彦 倉吉市津原669 - 1  
 平成17年4月1日就任 任期4年

**鳥取県告示第326号**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定に基づき応急入院指定病院を指定したので、次のとおり告示する。

平成17年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 期 間
独立行政法人国立病院機構鳥取病院	鳥取市国府町新通り三丁目301	平成17年4月12日から 平成20年3月31日まで
特定・特別医療法人明和会医療福祉センター 渡辺病院	鳥取市東町三丁目307	"
医療法人仁厚会医療福祉センター倉吉病院	倉吉市山根43	"
医療法人勤誠会米子病院	米子市日原319 - 1	"

**鳥取県告示第327号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市立川町六丁目176	障害者福祉センターつばさ園	鳥取市伏野2259 - 43	短期入所	平成17年4月1日
"	"	障害者福祉センターあさひ園	鳥取市湖山町西三丁目113	"	"

〃	〃	障害者福祉センター厚和寮	鳥取市湖山町西三丁目127	〃	〃
〃	〃	障害者福祉センター友愛寮	鳥取市湖山町西三丁目128	〃	〃
〃	〃	白兔はまなす園	鳥取市伏野2256 - 1	〃	〃
〃	〃	羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町大字光吉9 - 2	〃	〃
〃	〃	西部やまと園	西伯郡南部町阿賀15	〃	〃

**鳥取県告示第328号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	廃止年月日
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立障害者福祉センターつばさ園	鳥取市伏野2259 - 43	短期入所	平成17年 3月31日
〃	〃	鳥取県立障害者福祉センターあさひ園	鳥取市湖山町西三丁目113	〃	〃
〃	〃	鳥取県立障害者福祉センター厚和寮	鳥取市湖山町西三丁目127	〃	〃
〃	〃	鳥取県立障害者福祉センター友愛寮	鳥取市湖山町西三丁目128	〃	〃
〃	〃	鳥取県立白兔はまなす園	鳥取市伏野2256 - 1	〃	〃
〃	〃	鳥取県立羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町大字光吉9 - 2	〃	〃
〃	〃	鳥取県立西部やまと園	西伯郡南部町阿賀15	〃	〃

**鳥取県告示第329号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所	身体障害者居宅生活支	身体障害者居宅生活	身体障害者居	指定年月日
-----	--------	------------	-----------	--------	-------

	の所在地	援事業を行う事業所の名称	支援事業を行う事業所の所在地	宅支援の種類	
社会福祉法人鳥取厚生事業団	鳥取市立川町六丁目176	障害者福祉センターつばさ園	鳥取市伏野2259 - 43	短期入所	平成17年4月1日
"	"	障害者福祉センターあさひ園	鳥取市湖山町西三丁目113	"	"
"	"	障害福祉センター厚和寮	鳥取市湖山町西三丁目127	"	"
"	"	障害者福祉センター友愛寮	鳥取市湖山町西三丁目128	"	"
"	"	白兔はまなす園	鳥取市伏野2256 - 1	"	"
"	"	羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町大字光吉9 - 2	"	"
"	"	西部やまと園	西伯郡南部町阿賀15	"	"

**鳥取県告示第330号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の10第1項の規定に基づき、指定身体障害者更生施設等を指定したので、同法第17条の31の規定により次のとおり告示する。

平成17年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定身体障害者更生施設等の種類	指 定 年 月 日
障害者福祉センターつばさ園	鳥取市伏野2259 - 43	身体障害者入所授産施設	平成17年4月1日
"	"	身体障害者通所授産施設	"
障害者福祉センターあさひ園	鳥取市湖山町西三丁目113	身体障害者入所授産施設	"
"	"	身体障害者入所授産施設 (通所部)	"
障害者福祉センター厚和寮	鳥取市湖山町西三丁目127	身体障害者更生施設	"
"	"	身体障害者更生施設(通所部)	"
障害者福祉センター友愛寮	鳥取市湖山町西三丁目128	身体障害者療護施設	"

**鳥取県告示第331号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。



平成17年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	廃止年月日
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立障害者福祉センターつばさ園	鳥取市伏野2259 - 43	短期入所	平成17年3月31日
"	"	鳥取県立障害者福祉センターあさひ園	鳥取市湖山町西三丁目113	"	"
"	"	鳥取県立障害者福祉センター厚和寮	鳥取市湖山町西三丁目127	"	"
"	"	鳥取県立障害者福祉センター友愛寮	鳥取市湖山町西三丁目128	"	"
"	"	鳥取県立白兔はまなす園	鳥取市伏野2256 - 1	"	"
"	"	鳥取県立羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町大字光吉9 - 2	"	"
"	"	鳥取県立西部やまと園	西伯郡南部町阿賀15	"	"

**鳥取県告示第332号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の29の規定に基づき、指定身体障害者更生施設等の指定の辞退があったので、同法第17条の31の規定により次のとおり告示する。

平成17年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定身体障害者更生施設等の種類	辞 退 年 月 日
鳥取県立障害者福祉センターつばさ園	鳥取市伏野2259 - 43	身体障害者入所授産施設	平成17年3月31日
"	"	身体障害者通所授産施設	"
鳥取県立障害者福祉センターあさひ園	鳥取市湖山町西三丁目113	身体障害者入所授産施設	"
"	"	身体障害者入所授産施設（通所部）	"
鳥取県立障害者福祉センター厚和寮	鳥取市湖山町西三丁目127	身体障害者更生施設	"
"	"	身体障害者更生施設（通所部）	"
鳥取県立障害者福祉センター友愛寮	鳥取市湖山町西三丁目128	身体障害者療護施設	"

## 鳥取県告示第333号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市立川町六丁目176	障害者福祉センターつばさ園	鳥取市伏野2259 - 43	短期入所	平成17年4月1日
"	"	障害者福祉センターあさひ園	鳥取市湖山町西三丁目113	"	"
"	"	障害者福祉センター厚和寮	鳥取市湖山町西三丁目127	"	"
"	"	障害者福祉センター友愛寮	鳥取市湖山町西三丁目128	"	"
"	"	白兔はまなす園	鳥取市伏野2256 - 1	"	"
"	"	羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町大字光吉9 - 2	"	"
"	"	西部やまと園	西伯郡南部町阿賀15	"	"
"	"	グループホームひまわり	鳥取市美萩野二丁目11	地域生活援助	"
"	"	グループホームえきまえ	鳥取市伏野189 - 5	"	"
"	"	グループホームはしづ	東伯郡湯梨浜町大字橋津43	"	"
社会福祉法人祥和会	西伯郡南部町福成3293	どんぐり House	日野郡日野町野田280 - 1	"	"
社会福祉法人柿木村福祉会	西伯郡大山町高田1686 - 3	グループホーム睦	西伯郡大山町高田1686 - 3	"	"
社会福祉法人遊歩	米子市彦名町2850 - 1	淀江われもこうの家	米子市淀江町佐陀300 - 29	"	"

## 鳥取県告示第334号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11第1項の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等を指定したので、同法第15条の31の規定により次のとおり告示する。

平成17年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定身体障害者更生施設等の種類	指 定 年 月 日
白兔はまなす園	鳥取市伏野2256 - 1	知的障害者入所授産施設	平成17年4月1日
"	"	知的障害者通所授産施設	"
羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町大字光吉 9 - 2	知的障害者入所更生施設	"
"	"	身体障害者入所更生施設 (通所部)	"
西部やまと園	西伯郡南部町阿賀15	知的障害者入所更生施設	"
境港通勤寮	境港市外江町3413 - 3	身体障害者通勤寮	"
セルプひの	日野郡日野町根雨341 - 1	知的障害者通所授産施設	"
ボン・チャンス分場 もなみ	倉吉市八屋435 - 16	知的障害者通所授産施設 (分場)	"
わかとり作業場 コスモス分場	西伯郡南部町東町62 - 1	知的障害者通所授産施設 (分場)	"
もみの木作業所分場 ワークハ ウスもみのき	米子市富益町4477 - 29	知的障害者通所授産施設 (分場)	"

## 鳥取県告示第335号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	廃止年月日
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立障害福祉センターつばさ園	鳥取市伏野2259 - 43	短期入所	平成17年3月31日
"	"	鳥取県立障害福祉センターあさひ園	鳥取市湖山町西三丁目113	"	"
"	"	鳥取県立障害福祉センター厚和寮	鳥取市湖山町西三丁目127	"	"
"	"	鳥取県立障害福祉センター友愛寮	鳥取市湖山町西三丁目128	"	"
"	"	鳥取県立白兔はまなす園	鳥取市伏野2256 - 1	"	"
"	"	鳥取県立羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町大字	"	"

			光吉9 - 2		
"	"	鳥取県立西部やまと園	西伯郡南部町阿賀15	"	"

**鳥取県告示第336号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の29の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等の指定の辞退があったので、同法第15条の31の規定により次のとおり告示する。

平成17年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定知的障害者更生施設等の種類	辞 退 年 月 日
鳥取県立白兔はまなす園	鳥取市伏野2256 - 1	知的障害者入所授産施設	平成17年3月31日
"	"	知的障害者通所授産施設	"
鳥取県立羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町大字光吉 9 - 2	知的障害者入所更生施設	"
"	"	身体障害者入所更生施設 (通所部)	"
鳥取県立西部やまと園	西伯郡南部町阿賀15	知的障害者入所更生施設	"
鳥取県立境港通勤寮	境港市外江町3413 - 3	身体障害者通勤寮	"
わかとり作業所日野分場	日野郡日野町根雨341 - 1	知的障害者通所授産施設 (分場)	"

**鳥取県告示第337号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年4月19日

鳥取県東部福祉保健局長 伊 藤 芳 子

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人ウイズユー	鳥取市晩稲40 - 1	ウイズユー アンピシャス	鳥取市下段81 - 3、 82 - 1	地域生活援助	平成17年4月15日

**鳥取県告示第338号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年4月19日

鳥取県鳥取保健所長 吉 田 良 平

名称	所在地	指定年月日
くすだ矯正歯科医院	鳥取市秋里1284	平成17年3月1日

**鳥取県告示第339号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成17年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）南隈ショッピングセンター（Aゾーン）  
鳥取市南隈 鳥取都市計画事業千代水第二土地区画整理事業15街区9画地
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
  - （1）大規模小売店舗を設置する者  
株式会社玉川商店 代表取締役 玉川平浩  
鳥取市安長394
  - （2）大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社ライトオン 代表取締役 藤原政博  
茨城県つくば市東新井37-1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成17年11月19日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,901㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - （1）駐車場の位置及び収容台数  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 189台
  - （2）駐輪場の位置及び収容台数  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 110台
  - （3）荷さばき施設の位置及び面積  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 面積 26㎡
  - （4）廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 容量 28.6㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - （1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後9時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - ア 出入口の数 2か所
  - イ 位置 8の書類に記載のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

## 7 届出年月日

平成17年3月18日

## 8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

## 9 縦覧に供する期間

平成17年4月19日から4月間

## 10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

鳥取市尚徳町116

鳥取市経済観光部産業振興課

## 11 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第340号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成17年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)南隈ショッピングセンター (Bゾーン)

鳥取市南隈 鳥取都市計画事業千代水第二土地区画整理事業16街区6画地

## 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社玉川商店 代表取締役 玉川平浩

鳥取市安長394

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

日本トイザラス株式会社 代表取締役 田崎學

神奈川県川崎市幸区大宮町1310

## 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年11月19日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
6,074m<sup>2</sup>
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 220台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 収容台数 168台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 面積 448m<sup>2</sup>
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - ア 位置 8の書類に記載のとおり
    - イ 容量 44.4m<sup>3</sup>
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後9時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ア 出入口の数 4か所
    - イ 位置 8の書類に記載のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日  
平成17年3月18日
- 8 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗届出書及びその添付書類
- 9 縦覧に供する期間  
平成17年4月19日から4月間
- 10 縦覧に供する場所  
鳥取市東町一丁目220  
鳥取県商工労働部経済交流課  
鳥取市尚徳町116  
鳥取市経済観光部産業振興課
- 11 意見書の提出  
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第341号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者

から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成17年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) 南隈ショッピングセンター (Cゾーン)  
鳥取市南隈 鳥取都市計画事業千代水第二土地区画整理事業17街区8画地
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社玉川商店 代表取締役 玉川平浩  
鳥取市安長394
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社みどり商事 代表取締役 金川裕一  
米子市両三柳1546 - 1
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成17年11月19日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,684㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 212台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 76台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 面積 54㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
ア 位置 8の書類に記載のとおり  
イ 容量 23.0㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後11時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
ア 出入口の数 4か所  
イ 位置 8の書類に記載のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日



平成17年3月18日

8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成17年4月19日から4月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

鳥取市尚徳町116

鳥取市経済観光部産業振興課

11 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第342号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更に係る届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成17年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナンバ鳥取店

鳥取市安長213 - 1 ほか

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 ナンバ鳥取店 5,996㎡

変更後 ナンバ鳥取店 5,996㎡

ディオ鳥取店 2,203㎡

計 8,199㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 5の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 変更前 421台

変更後 465台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 5の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 変更前 20台

変更後 90台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 5の書類に記載のとおり

(イ) 面積 変更前 540㎡  
変更後 661㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 5の書類に記載のとおり

(イ) 容量 変更前 31.0㎡  
変更後 64.0㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 ナンバ鳥取店 開店時刻 午前7時30分 閉店時刻 午後9時

変更後 ナンバ鳥取店 開店時刻 午前7時30分 閉店時刻 午後9時

ディオ鳥取店 終日営業

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前7時から午後9時30分まで

変更後 終日

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 変更前 4か所

変更後 8か所

(イ) 位置 5の書類に記載のとおり

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前9時から午後6時まで

変更後 午前6時から午後11時まで

3 変更年月日

平成17年11月29日

4 届出年月日

平成17年3月28日

5 縦覧に供する書類

変更届出書及びその添付書類

6 縦覧に供する期間

平成17年4月19日から4月間

7 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

鳥取市尚徳町116

鳥取市経済観光部産業振興課

8 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第343号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、米子市が行う土地改良事業（基盤整備促進事業四ヶ村堰地区農業用排水）について、平成17年4月12日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成17年 4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第344号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和57年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

届 出 事 項			指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧	
発起人の住所と氏名	加入区の名称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
西伯郡大山町御来屋28 - 1 敦賀 亀義 西伯郡大山町御来屋988 灘本 雄一	大山加入区	鳥取県漁業協同組合	西伯郡大山町御来屋1101 鳥取県漁業協同組合御来屋支所	平成17年4月19日から同年5月3日まで
米子市淀江町淀江905 - 6 富山 司 米子市淀江町淀江690 - 38 浜辺 隆俊	淀江加入区	〃	米子市淀江町淀江992 - 11 鳥取県漁業協同組合淀江支所	〃

**鳥取県告示第345号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成17年 4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取中山加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

**鳥取県告示第346号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭地方県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成17年4月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 名称

高山地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市佐治町高山字上地屋敷161	1号
鳥取市佐治町高山字上地屋敷155	2号
鳥取市佐治町高山字ウスガタ528 - 4	3号
鳥取市佐治町高山字上地屋敷155 - 1	4号
鳥取市佐治町高山字口谷奥561 - 1	5号及び6号
鳥取市佐治町高山字上地屋敷151 - 3	7号
鳥取市佐治町高山字上地屋敷149 - 1	8号
鳥取市佐治町高山字上地屋敷159	9号

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第22号

平成17年第4回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成17年4月19日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

1 日時 平成17年4月20日(水) 午後1時40分

2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

## 3 議題

(1) 平成17年度市町村明るい選挙推進協議会委員・シルバーリーダー研修会の開催について

(2) その他